

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況

中小企業の経営支援に関する取り組み方針

中小企業の経営環境は、物価高や人手不足など多数の重要な課題に直面しており、令和7年度は経営支援の裾野を広めるとともに、より実情に応じた支援に取り組む方針としております。

具体的には、あらゆる事業フェーズ(創業、事業継続・成長、経営改善、事業再生等)にあるお客さまに対しての伴走支援を徹底し、事業性評価の深化に努め、共有された課題の解決にお客さまとともに取り組むことにより、地域経済の回復、活性化に貢献してまいります。

中小企業の経営支援に関する態勢整備

地域やお客さまが抱える様々な問題や課題に対応する人財を育成し、単独では対応できない問題には業界の総合力を活用するなど相談機能をさらに強化し、金融面・非金融面等幅広く、地域経済を支えてまいります。

当金庫では主に、「宮城県よろず支援拠点」「宮城県事業承継・引継ぎ支援センター」「宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点」「宮城県中小企業活性化協議会」などの外部機関を活用して、お客さまの課題解決に取り組んでおります。

「宮城県よろず支援拠点」

経済産業省が全国に設置した、中小企業・小規模事業者を支援する制度です。各企業が抱える経営上の様々な課題について、コーディネーターがアドバイスをを行い、また、専門機関・専門家との連携により課題解決を図るものです。

「宮城県事業承継・引継ぎ支援センター」

外部専門家(公認会計士、税理士、中小企業診断士等)を派遣し、面談によって明らかになった課題を整理し、「事業承継計画書」の作成などをお手伝いします。

- ① 親族内承継・従業員承継
- ② 第三者承継

「宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点」

内閣府が進める地方創生事業として、平成27年11月25日に開設しました。労働人口の減少で人材採用環境が厳しさを増す中、地域の産業支援機関、金融機関、民間人材ビジネス事業者と連携し、県内企業の経営者の皆様が必要とする人材の採用、さらに、副業・兼業人材のマッチングの支援をしております。

「宮城県中小企業活性化協議会」

収益力改善、事業再生、再チャレンジまで幅広く経営課題に対応する、国が設置した公正中立な機関です。

- ① 窓口相談
- ② 収益力改善支援
- ③ 事業再生支援
- ④ 再チャレンジ支援
- ⑤ 経営改善計画策定支援事業

中小企業の経営支援に関する取り組み状況

創業・新規事業開拓の支援

● 各種補助金の活用

当金庫は認定支援機関として、創業者や新事業に対する補助金の活用、事業計画の実効性等のコンサルティング機能を発揮しております。

● 創業融資制度

各種創業支援融資の取り扱いにおいては、宮城県信用保証協会や日本政策金融公庫と連携するなど、事業計画の策定等の支援も実施しております。

成長段階における支援

● ABLの取り組み状況

金融円滑化の観点から売掛債権や機械設備等の動産を担保とした融資(ABL)による、お客様の資金調達手段の拡充に積極的に取り組んでおります。今後も新たな資金調達や事業性評価の手段として積極的に取り組んでまいります。

● 私募債(SDGs私募債を含む)の取り組み状況

お客様の長期安定資金調達需要に対応すべく、私募債の引き受けを行っております。また、「しんぎんSDGs私募債シリーズ」の引き受けにより、お客様のSDGs貢献の支援にも取り組んでおります。

● 販路拡大に向けた取り組み

ビジネスマッチ、ビジネスフェアへの出展、商談の実施をサポートしております。

- ・「ビジネスマッチ東北2024」へ7社が出展いたしました。
- ・城南信用金庫主催「2024“よい仕事おこし”フェア」へ2社が出展いたしました。
- ・東京東信用金庫主催「ひがしんビジネスフェア」へ1社が出展いたしました。

経営改善・事業再生・課題解決の支援

● 宮城県よろず支援拠点相談会

平成30年11月より開催していた「経営相談会」は、新型コロナウイルス感染症の影響から一時休止を余儀なくされましたが、令和4年1月から中小企業の皆さまの経営課題解決に向け、当金庫の総合相談センター「絆プラザ」にて相談会を再開しております。

● 宮城県事業承継・引継ぎ支援センター

事業承継診断シートを活用して診断を実施し、診断内容から専門家派遣による事業承継支援を行っております。

● 宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点

関係機関・人材市場を活用して人材ニーズのマッチングを図り、その後もフォローアップをしております。人材の選考、獲得に止まらず、副業・兼業人材のマッチング支援も行っています。

● 経営改善・事業再生への支援

中小企業の皆さまの経営支援態勢を整備し、経営改善・事業再生のコンサルティング機能を発揮し、営業店と連携しお客様の課題解決のお手伝いをしております。

また、中小企業活性化協議会、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、信金中央金庫等の外部機関とも連携して、事業再生支援を実施しております。

実施先数（令和7年3月末）

連携先等	先数
宮城県中小企業活性化協議会	18先
地域経済活性化支援機構	1先
みやぎ産業復興機構	35先
東日本大震災事業者再生支援機構	58先
事業再生ファンド(信金中央金庫絆ファンド)	10先
事業再生ファンド(三菱商事復興支援財団基金)	3先

連携先等	先数
創業・育成&成長ファンド(信金中金翼ファンド)	1先
事業再生ファンド(東北共益投資基金)	1先
DDS(借入金の資金的劣後ローン)	2先
宮城県よろず支援拠点相談	106先
宮城県事業承継・引継ぎ支援センター	19先

当金庫では上記のほか、自ら経営改善計画を策定することが困難な方に対しても、経営改善計画書策定支援等を積極的に行い、経営改善のお手伝いを実施しております。

地域の活性化に関する取り組み状況

※地域貢献への取り組みに関するページをご参照ください(P10～P14)。



経営者保証に関するガイドラインの活用状況

ガイドラインの目的

中小企業の経営者による個人保証には、企業の活力を阻害する面があります。経営者保証に関するガイドラインは、そのような経営者保証の課題に対する適切な対応を通じてその弊害を解消し、主たる債務者、保証人及び対象債権者の継続かつ良好な信頼関係を構築・強化するとともに、中小企業金融の円滑化を通じて中小企業の活力が一層引き出され、日本経済の活性化に資することを目的としています。

ガイドラインへの対応

日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」では、中小企業（債務者）や経営者（保証人）、金融機関（債権者）の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」を策定しました。

当金庫も「経営者保証に関するガイドライン対応マニュアル」を策定し、当金庫と中小企業の経営者の皆さまとの間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等に、このガイドラインを適用して運用しております。

ガイドラインへの取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的な考え方」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務の整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	307件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	34.34%
保証契約を解除した件数	10件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

経営者保証に関する取組方針

石巻信用金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）の趣旨や内容を踏まえ、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ◎ お客さまが融資等のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- ◎ 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ◎ 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ◎ お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ◎ 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ◎ お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。